

# ヘレニズム期初頭における後継者—ポリス間の権力構造

—アンティゴノス一世とデメトリオス一世の臣下に対する顕彰を中心に—

酒 嶋 恭 平

**【要約】** 本稿は、後継者戦争期の東地中海世界に焦点を当て、後継者たちの臣下を顕彰した決議の分析を通して、当該時期における後継者たちと彼らの支配下に入ったポリスの関係を問う。先行研究では、当該時期に関する十分な注意を払ってこなかったが、本稿は、特にアンティゴノス一世とデメトリオス一世の臣下に注目し、彼らを顕彰した決議のテクストを分析した。その結果、ポリスは顕彰決議を通して自身の地位の保全や利益の確保を目指したこと、他方で、ポリスからの顕彰は、アンティゴノスらにとつて臣下の忠誠を維持するのに効果があったと考えられることを指摘した。また、本稿では、顕彰の背景に、他の後継者より緩やかで、ヘレニズム期の基本路線を作った支配体制があつたとしたが、その緩やかさはあくまで限定的なものであり、ポリスにとつて顕彰という行為は、アンティゴノスと臣下の互酬的関係に巻き込まれていることを意味すると主張した。

史林 一〇一卷五号 二〇一八年九月

## はじめに

ヘレニズム期を特徴付けるのは多極化した政治システムだと言われる<sup>①</sup>。この時代は、アンティゴノス朝、セレウコス朝、アントレマイオス朝という三大王朝に加え、アッタロス朝などの大小様々な王朝が東地中海世界を支配した。また、多数のポリスやエトノスを含む連邦、ロドスといった強大なポリスも、東地中海情勢に強力な影響力を保持し続けた。

さらにヘレニズム諸王国の軍門に下った多くのポリスも、重要なアクターであった。<sup>②</sup>前三三三年にアレクサンドロス三世が没した後、その多くが小都市に過ぎないポリスは、諸王の強大な軍事力の下に従属的地位を強制された。しかし王とポリスは、単純な支配・被支配の関係として捉えきれない、複雑な関係で繋がっていた。<sup>③</sup>王たちは自身の支配圏を維持すべく、ポリスに恩恵を与えることで忠誠を得る必要があった。一方、ポリスは、新たな支配勢力と対峙すべくしたたかに交渉し、この上位権力から得る利益を最大化しようと努力した。ローマの支配が地中海世界を覆うまでの間、ポリスと諸王は、絶えざる交渉を通して関係を形成してきたのである。

しかし、アレクサンドロス三世の死に伴つて直ちにこうした世界が形成されたわけではない。大王の死後数十年の間、東地中海世界では極めて不安定な政治情勢が続いた。後継者（ディアドコイ）戦争期（前三三三年－前二八一年）<sup>④</sup>と呼ばれるこの時期は、その名通り、かつて大王に仕えた将軍たちが、残された帝国の霸權を巡つて相争つた戦乱の時期である。東地中海が激しく混迷したこの時期は、大王が築いた帝国が解体する中で、各王朝が成立し、多極的権力構造が形成された過程だと言われている。<sup>⑤</sup>

では、この時期に、後に王を自称する後継者たちとポリスとはどのように関係を形成したのだろうか。その関係は、ヘレニズム王権の形成にどのように寄与したのだろうか。こうした問いは、近年、ポリスの活力や民主政の継続性が強調される中で、新たに問い合わせられている。<sup>⑥</sup>

この論点に対し、後継者たちの許で登用され、特定の職務や官職を担つた臣下に焦点を当てて考察することとしたい。後継者たちはギリシア人やマケドニア人を中心にも多数の臣下を抱えていた。彼らは後継者たちが得た領土の支配維持や对外戦争のために働き、より重要な地位を得た人々は側近として顧問団のようなまとまりを形成し、軍事・外交にわたつて後継者たちを援助した。ヘレニズム期の諸王国においては中近世ヨーロッパのように宫廷と結び付いた新興貴族階層が發展にくかつたこともあり、後継者や王との私的紐帯は極めて重要であったという。<sup>⑦</sup>しかし、彼らは必ずしも王たちの忠

実な「臣下団」なるものを形成したわけではない。彼らは固定化した集団ではなく、王の側近として常に重要な役職を受け持つ者から、複数の王と関係を持ち、彼らの間を渡り歩く者、王が持つ莫大な富を目当てとして傭兵のように王に仕えた人物もいたのである。

本稿では、後継者によつて登用されて何らかの職務を担当したか、外交交渉や軍事指揮を担つたと考えられる人々を「臣下」とし、彼らを軸としてポリスと後継者の関係を検討する。王や後継者とポリスとの関係を考える上で重要なのは、彼らが両者の間に入り、外交交渉や軍事活動を司つたことにある。王とポリスの相互交渉はその大部分が臣下を通して行われており、彼らはヘレニズム世界の東地中海情勢に強い影響を与える存在だつたと言える。しかし、こうしたシステムは直ちに形成されたわけではない。後継者戦争期においては、アレクサンドロス三世の帝国が分解し各王朝が形成される中で、臣下たちは新たに後継者の許に集つていった。<sup>(8)</sup> その過程で、臣下は、後継者たちの統治システムを相互作用的に構築する役割を果たしたと考えられる。うやうやしくあるとすれば、彼らに着目する)と/or上記に示した問題の解決に寄与できるよう。まず、第一章にて先行研究を概観し、具体的に本稿の課題を明らかにしたい。

\* 本稿では雑誌の略号は *L'Amée philologique* に、史料の略号は *OCDA*<sup>①</sup> に従う。その他に、本稿では以下の略号を用いる。  
*Eretria XI* = D. Knoepfler, 2001, *Décrets érétriens de proxénie et de citoyenneté*, Lausanne.

また、本稿では一度言及した文献を Gauthier 1993, 216 やマケク 11—1995: 1154—1157 頁のよう、著者名、年、頁数で示す。

<sup>(1)</sup> P. Gauthier, 1993, 'Les cités hellénistiques' in M. H. Hansen ed., *The Ancient Greek City State (Acta of the Copenhagen Polis Centre vol. I)*, Copenhagen: 216.

<sup>(2)</sup> P. Gauthier, 1987: 9, 'Grandes et petites cités: Hégémonie et autarcie' *Opus* 6-8, 187-202; Gauthier 1993.  
<sup>(3)</sup> )の間に開く)いわせば、(1)世紀初頭より研究されてしまった。(J. Seibert, Wilhelm, *Akademieschriften zur griechischen Inschriftenkunde*, 3 vols, Leipzig, 1983, *Das Zeitalter der Diadochen*, Darmstadt: 176-179; H.-U.

Wiener, 2013. Hellenistic Cities: The End of Greek Democracy? in H. Beck, ed. *A Companion to Greek Government*. Malden, MA/Oxford/Chichester: 61–64, 69 n. 15. (参照する)。たゞ一ノリベー  
た先行研究の多くは前三世紀以降のセレウコス朝に基づいて議論が構成されてくる。

④ 後継者戦争期の下限をアンティゴノス朝マケドニアが確立する前一七五年とすることがある。しかし本稿では、一般に受け入れられる前二八一年を下限とする。これは、後継者第一世代の最後の一人であるゼレウコス一世ニカトルが殺害された年である。

⑤ 近年、後継者戦争期に関する社会・文化史的興味が新たに高まりを見せている。例えばそうした研究として H. Hauben, and A. Meeus,

eds., 2014. *The Age of the Successors and the Creation of the Hellenistic Kingdoms (323–276 B.C.)*. Leuven や 楽天ブックス。

⑥ 選ばれし A. Erskine, 2014. Ruler Cult and the Early Hellenistic City' in Hauben and Meeus 2014: 579–598 を参考する。

⑦ R. Strootman, 2014. *Courts and Elites in the Hellenistic Empires: The Near East after the Achaeans*, 330–30 BCE. Edinburgh: 111–112.

⑧ I. Savalli-Lestrade, 1998. *Les Philoi royaux dans l'Asie hellénistique*, Genève: 321.

⑨ ピ・マテカリー、一九九五『都市国家のアウトサイダー——ボリビから古代帝国へ——』(向山宏訳) ハルガア書房、一五四—一五七頁。

## 第一章 先行研究と本稿の課題

まず、ボリスと王との関係に関する先行研究に触れておきたい。ボリスと王との関係については、王朝の法制度的枠組みは存在したか、ボリスは王朝の支配の中での程度自立した地位を確保できたか、という論点を巡って、とりわけ両者の関係の基盤となる法制度の存在を否定し、ボリスの自立性を高く評価する立場と、ボリスの従属性を強調し、諸王の介入にボリスは無力であったとする立場とが、一一〇世紀初頭より論争を続けてきた。<sup>①</sup> 以前は後者の立場が優勢だったが、一九八〇年代よりボリスの自立性が再評価されるようになると、ボリスが主体性を持ち様々な手段を通じて諸王と交渉していた様子を明らかにする研究が現れ始めた。<sup>②</sup> こうした研究は、圧倒的な武力を持つ諸王の優位を前提としながらも、ボリスには諸王との交渉の余地は十分残されていたところと、それに加えて、諸王は支配の正当性を確保するためにボリスに譲歩する必要があったとしたことを、具体的な事例に基づき解明したのである。<sup>③</sup> こうした研究、とりわけジョン・マが行つたアンティオコス三世と小アジアのボリスの関係についてのケーススタディに触発され、ボリスと諸王の交渉過程に

注目して関係性の特質を解明する研究が現れた。<sup>②</sup>近年では、ポリスと王の関係について研究が比較的手薄な前四世紀から前三世紀について、支配者崇拜や「自由」のスローガンを用いた政治がどのように構築されたか、といった個別の論点に基づく研究が進んでいる。<sup>③</sup>

本稿が定義する「臣下」に関しては、いわゆる「フィロイ」と呼ばれる人々に関する研究史を検討すべきであろう。フィロイとは、一般的に、王との私的な紐帯に基づいて側近として軍事・外交に従事したり、王の宮廷に留まり文化的な活動を行つたりした人々のことを言う。フィロイに関する研究が進められてきた。フィロイの研究は二〇世紀初頭よりエリアス・ビカーマンらによつて始められたが、諸家が認めるように、クリスチヤン・ハビヒトが一九五八年に発表した論文をもつて本格的な研究が始まる。<sup>⑤</sup>彼はこの中で、フィロイとされる集団の一般的特徴を提示した。例えば、フィロイはギリシア人やマケドニア人によつてほぼ独占されていたこと、彼らは王と私的な友好関係で結ばれていたが、功利的な関係での結合もあつたこと、そしてフィロイは軍事・行政的に王を支える存在であつたこともここで示された。彼がこのような像を提示したことで、各論点を検証する形で、フィロイに関する研究が本格的な発展を遂げた。その結果、フィロイ研究の中心は、王とフィロイとの関係、あるいは、プロソボグラフィー的研究手法を用いつつ王朝のシステムの中でフィロイの存在を理解するという点に置かれた。

ハビヒトが提示した論点を受け、それを深化させた研究は、管見の限り我が國の大戸千之によるものが先駆である。この中で大戸は、アントイオコス三世の治世に活躍した臣下に焦点を合わせ、彼らが王の許で果たした役割の分析を起点として、王朝全体の権力基盤の脆弱性を指摘した。<sup>⑥</sup>その後、フィロイ研究において重要な理論的成果を上げたのは、レオン・モーレンである。彼は、プトレマイオス朝に仕えたフィロイに関するプロソボグラフィー的研究を行うと同時に、プトレマイオス朝の宮廷位階について網羅的研究を施した。彼はパピルス史料を駆使し、宮廷内で用いられる位階の肩書きを明らかにすることで、官職間のヒエラルキーを明らかにした。<sup>⑦</sup>加えて、フィロイ研究への重要な貢献と評価されたのは

ガブリエル・ハーマンの研究である。<sup>(8)</sup> 彼は、碑文史料と文学的史料を比較し、碑文史料では簡略な記述に終わるフイロイが、なぜ文学的史料では誹謗中傷の対象となるのか、そこに生ずるズレの原因に関して考察した。ハーマンによれば、そのズレは、ポリスがフイロイという存在を受け入れるまでの過程を示しているという。<sup>(9)</sup> さらに、イヴァナ・サヴァツリ<sup>11</sup> レストラーデによる小アジアで展開した王朝のフイロイに関するプロソボグラフイー的研究がある。彼女はこの中でプロソボグラフイー的研究のみならず、フイロイ制度の発展の歴史や、王朝や王とフイロイとの関係に介在する「友愛（φιλία）」の概念について議論している。<sup>(10)</sup> 次いでパスハリス・パスヒデイスは、ポリスと王の間に立ち、両者の交渉を担う役割を持つた「仲介者」としての側面に焦点を当て、フイロイを含むポリスの政治的エリートに関するプロソボグラフィー的研究を発表した。<sup>(11)</sup>

以上のようにフイロイ研究は、ハビヒト以来、ヘレニズム王朝を理論的に把握しようとする方向の下に、フイロイとは一体どのような集団であったかを問うプロソボグラフイー的研究、また彼らに与えられた位階の總体を考察するという形で位置づけられてきた。<sup>(12)</sup> 近年では、宮廷内におけるフイロイと王との関係を、ノルベルト・エリアスが提唱した「宮廷社会」の概念を用いつつ理論化しようとする研究もみられる。<sup>(13)</sup>

こうしたフイロイに関する研究については、以下の問題点が指摘できるようと思われる。まず、こうした研究は、王権・王朝のシステムが固まる前三世紀以降に焦点を当てており、ヘレニズム期初頭や後継者戦争期のフイロイに関してはあまり考察対象となつておらず、先に示した概観的理解に留まっている。サヴァツリ<sup>12</sup> レストラーデは、後継者戦争期を「新たな王権の実験室」とし、フイロイの位置付けを含む後継者の行政機構が未だ発展途上であつたことを指摘するも、具体的な事例に関して十分な分析を行つたとは言えず、考察の余地があると思われる。<sup>(14)</sup> また、本稿冒頭で示した問題設定を踏まえるならば、ポリスと後継者とを繋ぐ役割を有したフイロイについて、後継者戦争期に焦点を絞つて考察すべきと思われる。

ポリスの立場からフィロイの位置づけを究明する研究は、一九八〇年代より発展してきた。例えば、先に見たハーマンの議論は、ポリス側のフィロイ認識が問題とされている。また、ポリスとフィロイの関係については、マによる研究がある。彼はアンティオコス三世の許で、王・ポリス・フィロイという三者がどのように相互に影響し合っていたかについて、独自の解釈を示した。フィロイに関しては、フィロイを顕彰する決議の分析を通して、ポリスはフィロイに市民というローカルなアイデンティティ（市民権等）を付与することで彼らを社会化する一方で、フィロイを贈与・交換の互酬的関係の中に入れることで、彼らに継続的な貢献を義務付けさせたという。<sup>⑯</sup> また、バスヒディスは、マの議論を参照しつつ、前四世紀末から前二世紀中頃までにポリスが諸王のフィロイに対して行った顕彰のテクストを分析し、その特徴を概括した。彼は、顕彰の持つ互酬的性質を確認した上で、ポリスによる顕彰は、王による支配とポリスの伝統が融合した結果であるという。<sup>⑰</sup>

このように、ポリス側からみたフィロイに関する研究は、主として顕彰決議のテクスト分析を通して発展してきた。これらは、ポリスが顕彰決議を通してどのようにフィロイに対処したのかという点を明らかにしてきた。しかし、マやバスヒディスの議論の視点はポリスが中心であり、バスヒディスがポリスによる顕彰が王に対しても利益があつた可能性を指摘してはいるものの、王にとつてフィロイを顕彰する決議がどのような意味を持つたかという点までは、具体的に掘り下げられていない。しかし、フィロイの背後には彼らを登用する王の存在があるため、王との関係において顕彰を理解する必要があるようと思われる。また、マの議論はアンティオコス三世に限定されている一方、バスヒディスの議論は幅広い年代を範囲とするため、その機能や役割について、時期毎の特徴については議論されていない。しかし、顕彰はその時々の状況に左右されるはずであり、ポリスが、自身が置かれた状況の中でどこまで自己の裁量で決議できたか、より考察すべきであろう。例えば、前三〇五年にアンティゴノスがロドスとの開戦に踏み切る直前、ロドスは戦争回避のため、アントイゴノスを顕彰している。<sup>⑱</sup> 顕彰を通してポリスと王の権力構造を十全に把握するには、ポリスが置かれた情勢を踏まえ

てテクストを検討する必要がある。少なくとも、本稿が課題とする後継者戦争期という王朝の形成期であると同時に戦乱期である時期において、顕彰を通してポリスと後継者たちがどのように交渉し、彼らの関係はどのように構築されたかという点については、未だ解明されていないと言える。

ここまでフィロイに関係する先行研究を概観してきたが、先行研究が用いるフィロイという概念の問題点についても触れておきたい。フィロイとは字義通り王の「友人（εργον）」であり、王とフィロイの間には私的紐帯が存在したことが想定される。しかし、何らかの役職を得て王に仕えた人々が全てそうした紐帯を有したかは厳密にはわからず、史料的根拠がない状態でこのような人々を「フィロイ」と認定することには慎重にならざるを得ない。だが、この点に関して研究者の間で厳密な意見の一致はなく、側近のみを「フィロイ」と想定する立場が一般的ながらも、研究者によつては王に仕えた人々全てを「フィロイ」と考える者もいる。また、ヘレニズム王朝には「フィロイ」の名を冠する役職が創設されたことが確認されているが<sup>(19)</sup>、後継者戦争期において「フィロイ」の名を冠する役職が存在したかについては否定的な意見が主流である。従つて、少なくとも後継者戦争期において「フィロイ」という概念を用いるには留保が必要であるため、本稿では、冒頭で示した「臣下」の定義に則り議論を進める。これによつて、より幅広く後継者に仕えた人々の特徴を把握することができるであろう。ヘレニズム王朝は、まさしく王の信頼する「友人」のような人物もいれば、自身の利害のみならずポリスの利害を宫廷に持ち込むような人物で構成されていたと言われている。<sup>(20)</sup>こうした人々を包括する「臣下」という定義を用いることで、後継者戦争期における宫廷内部の複雑な利害関係の考察が可能になると同時に、こうした利害関係がポリスと後継者との権力関係に与えた影響についても検討できると思われる。

以上のことから、本稿では、後継者戦争期に臣下に対しても、ポリスが行つた顕彰について、後継者との関係を考慮に入れつつ、その意義と機能を明らかにすることで、この時期に後継者とポリスが、いかなる関係を結んでいたかを考察することとした。このために本稿では、アンティゴノス一世モノファタルモスと、彼の息子であるデメトリオス一世・ボリオルケ

テスを中心に扱う。<sup>②</sup> アンティゴノスは、アレクサンデロス三世が没した際には小アジアの一地域を担つたアルゲアス朝の將軍であつたが、同僚であつたエウメネスに勝利してからは勢力を拡大し、前三〇六年には息子と共に王位を自称する。両王が並立する間、すなわち前三〇一年にアンティゴノスがイプソスの戦いで敗死するまでには、東地中海のほぼ全域を手中に収めていた。父の死後、一時的に勢力を失つたデメトリオスは、セレウコス一世ニカトルとの同盟を通して力を取り戻し、前二九四年から前二八八年にかけてマケドニアの王位を得た。長期にわたる活動のためか、彼らの臣下を顕彰する決議や、周辺情報は比較的豊富に残されている。全ての後継者を議論に含めると議論が拡散する可能性があること、また、後継者戦争期において、アンティゴノスらの許に仕えた者を除けば臣下を顕彰する決議はあまり確認されておらず、十分に考察できない可能性があること、両者を対象として設定する理由として挙げられる。

- ① 前者の中を代表するのは A. Heuss, 1937, *Stadt und Herrscher des Hellenismus in ihren städtisch-völkerrechtlichen Beziehungen*. Leipzig.
- ② 後者の中を代表するのは W. Orth, 1977, *Königlicher Machanspruch und städtische Freiheit. Untersuchungen zu den politischen Beziehungen zwischen den ersten Seleukidenherrschern (Seleukos I., Antiochos I., Antiochos II.) und den Städten des westlichen Kleinasiens*. München.
- ③ 〔著〕P. Paschidis, 2008, *Between City and King: Prosopographical Studies on the Intermediaries Between the Cities of the Greek Mainland and the Aegean and the Royal Courts in the Hellenistic Period (322-190 BC)*. Athens: 19-26.
- ④ J. Ma, 1989, *Antiochos III and the Cities of Western Asia Minor*. New York (2nd edn, rev. and corrected 2002).
- ⑤ E. Bikerman, 1938, *Institutiones des Seleukides*. Paris: 31-50, esp. 40-50.
- ⑥ C. Habicht, 1958, Die herrschende Gesellschaft in den hellenistischen Monarchien' *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 45: 1-16.
- ⑦ 大正十九年—一九六八「セレウコス朝の支配とオリヒュム人——アヘトマコペ三世時代の場合——」『西洋史学』七九、四三一-六七頁。
- ⑧ L. Mooren, 1975, *The Attic Titulature in Ptolemaic Egypt: Introduction and Prosopography*. Brussel; id. 1977, *La hiérarchie de cour ptolémaïque: Contribution à l'étude des institutions et des classes dirigeantes à l'époque hellénistique*. Leuven.
- ⑨ G. Herman, 1980/81, 'The "Friends" of the Early Hellenistic Rulers: Servants or Officials?' *Talanta* 12/13: 103-149.
- ⑩ たゞ、「ヘイロイ」はやや専門的な称号や階級が後継者戦争期より存在」。
- ⑪ S. Wallace, 2011, 'Freedom of the Greeks in the Early Hellenistic Period (337-262 BC): A Study in Ruler-City Relations' (Diss.

- やれをポリスが認識可能な限りの彼の議論は否定的と捉えられること。<sup>28</sup> Savalli-Lestrade 1998: 251–281, esp. 275, cf. M. Austin, 2000, 'Friends Indeed?' *CR* 50: 195<sup>o</sup>
- (10) Savalli-Lestrade 1998.
- (11) Paschidis 2008.
- (12) Cf. Strootman 2014: 13. ただし、ハイロイに關する概説的理解として、云々の文獻を参照する; C. Préaux, 1978, *Le monde hellénistique*; 云々の文獻を参照する。
- (13) F. W. Walbank, 1984, Monarchies and Monarchic Ideas in id. A. E. Astin, M. W. Frederiksen and R. M. Ogilvie, eds., *The Cambridge Ancient History* VII. 1. Cambridge: 68–71; 「ケク」—「九九五」—四七—「[ハ]」以上の成績の他に王朝毎に王に仕えた人々を蒐集したアーヴィングの研究や個人に関する伝記的研究も存在する。紙面の関係から、本稿で扱うアンティゴノス朝のもののみ挙げておさん。
- (14) (S. Le Bohec, 1985, *Les phili des rois Antigonides*; REG 98: 93–124; R. A. Billows, 1990, *Antigonus the One-Eyed and the Creation of the Hellenistic State*. Berkeley/Los Angeles/London: 361–452; J. L. O'Neil, 2003, 'The Ethnic Origins of the Friends of the Antigonid Kings of Macedon' *CQ* 53: 510–522)。
- (15) R. Strootman, 2013, 'Dynastic Courts of the Hellenistic Empires' in Beck 2013: 38–53; Strootman 2014, cf. A. Erskine, L. Llewellyn-Jones and S. Wallace, eds., 2017, *The Hellenistic Court: Monarchical Power and Elite Society from Alexander to Cleopatra*, London, ベンローーム。
- (16) マ以前にも限定的ながらハーリズム期宮廷社会に関する研究は存在するが、紙幅の関係上省略する。
- (17) Paschidis 2008: 469–505.
- (18) Paschidis 2008: 487, n. 6.
- (19) Died. 2082/1–2.
- (20) Strootman 2014: 165–184.
- (21) Strootman 2013: 111–135.
- (22) トマソ・ディ・カッソのハイロイが彼の許で果たした役割については、Billows 1990: 246–250 にて扱われている。
- (23) ハーマンが示したリストに基づけば、前311–31年から前181–1年の間に、アンティゴノスとデメトリオス以外の後継者のハイロイとして顕彰されたハイロイは二八例ある。これは、アンティゴノスらのハイロイに対する顕彰と比較した場合（第二章）、半数以下にあたる。

## 第二章 ポリスからみる臣下と顕彰決議

### 第一編 ポリスによる臣下を顕彰した決議の概観

本章では、ポリスが臣下を顕彰した決議のテクストを分析するに加えて、ポリスがどのよう後に後継者との関係を構築しよ

うと試みたのか、考察する。まず、分析の前に、史料状況を確認しておきたい。

ポリスは一般に民会や評議会等の合議機関での議論を通じ、そのポリスに貢献した共同体内外の特定の個人や集団、他のポリスに名誉を与える旨を決議する。このような決議を顕彰決議と呼ぶ。本稿では、アンティゴノス、デメトリオスの臣下として確認される人物が顕彰された決議を考察の対象とするが、アンティゴノスらの臣下を顕彰する決議は、管見の限り八四例確認できる。本稿末尾の【表】は、これらの事例をまとめたものである。多くの碑文は顕彰理由がほとんど刻まれておらず、碑文の上では被顕彰者の身分や顕彰理由がほとんどわからない。こうした事例については、文献史料等を用いたプロソポグラフィー的研究の成果からアンティゴノスらの臣下と同定されているもの、また被顕彰者の出身地などから（例えばマケドニア人である、という理由で）臣下と判定されうるものは、リストに含めた。

こうした顕彰決議のうち、アテナイ（三三例）に次いで最も顕彰を残しているのは小アジア沿岸部のサモスである（一三例）。次いで、アテナイの北方に位置するエウボイア島のエレトリア（一〇例）、小アジア北西部のエフェソス（七例）、そしてアテナイの北西にあるメガラ（四例）が続く。他には、西キリキア（小アジア南東部）のハマクシトスを最東部とし、小アジア西岸部のグリュネイオンやキオスが挙げられる。このように、地理的には、征服活動によって獲得したギリシア本土やエーゲ海島嶼部を中心に、アンティゴノスらの権力基盤となつた小アジアを含む。被顕彰者としては、マケドニア人もいるが、ほとんどはギリシア人である。彼らの出自をみると、小アジア西岸部を中心に、西はキュレネまで幅広く人材を確認できる。アンティゴノスらの許にはマケドニア人だけでなく、ギリシア各地から数多くのギリシア人が集つていたが、こうした事情が顕彰にも反映されているのだろう。<sup>①</sup>

以上の全体像を見る限り、アテナイで確認された事例が突出して多い。ここから、アテナイがアンティゴノスらと積極的に関係を築こうとした様子を読み取ることができるかもしれない。しかし、アテナイでは、決議や法を碑文として刻み、アクロポリスやアゴラといった、市民のみならずアテナイを訪れる外国人も目にすることができる場所に建立する慣習が、

他のポリスに比べて比較的早い時期から存在した。<sup>(2)</sup> 数量の違いには、こうした状況が反映されているとも考えられ、原因を断定しがたい。

## 第二節 臣下顕彰決議の内容

まず、ポリスによる臣下の顕彰理由をテクストに基づいて確認したい。ここでは、顕彰理由として碑文中に刻まれている箇所に注目する。顕彰決議の典型的な事例の一つとして、アテナイにおいて前三〇三／二年に決議された、ギリシア本土西岸に面したケファロニア島アイノス出身のアルカイオスに対する顕彰が挙げられる。この決議が典型例とされる所以は、臣下の顕彰において一般に確認される語句が使用されていると考えられているからである。<sup>(3)</sup> アルカイオスは、デメトリアスの遠征に帯同し、前三〇四年からギリシア本土で軍事活動に従事したらしく、それに関連してアテナイで顕彰された。<sup>(4)</sup> この決議においてアルカイオスは「王デメトリアスの許に留まつて、個人的にア「テ」ナイ人のうち王の許に來た人々に關して、（…中略…）可能な限りの善事を行い続けた」ために顕彰されている。「アテナイ人のうち王の許に來た人々」とは、アテナイから派遣された使節のことと考えられる。アルカイオスはデメトリアスの側近として、彼の許に訪れた使節に対し、何らかの配慮を行つたらしい。このように臣下は、ポリスから派遣された外交使節に配慮したことでのしばしば顕彰されており、【表】で挙げた決議に同様の事例を確認することができる。例えば、サモスで決議されたコス人のドラコンに対する顕彰決議では、彼がサモスから派遣された使節に対して配慮を示した旨が刻まれている。<sup>(5)</sup>

こうした「配慮」とは具体的には何を指すだろうか。古代ギリシア世界において、ポリスから他のポリスに派遣された使節は、一般に、ポリスが指名した当地のプロクセノスの許に滞在する。プロクセノスとは、自分の出身地ではないポリスからプロクセニアの称号を与えられることによって任命された人のことであり、彼を任命したポリスから来る人々の世話をする役割を担う。<sup>(6)</sup> アンティゴノスらの許に派遣元のポリスとプロクセニアのような紐帶を有した臣下が存在し、使節

を世話をした可能性はある。また、交渉を円滑に進めるため、使節はアンティゴノスらの許にいる臣下たちに口利きや援助を求めたかもしれない。<sup>(7)</sup> ポリスからヘレニズム諸王の許に派遣された使節は、直ちに王と面会できるわけではなく、幕舎内外、あるいは王が使用する建築物の内外において、一定時間待機する必要がある。面会に伴つて饗宴が行われ、使節は盛大なもてなしを受ける場合もある。<sup>(8)</sup> こうした歓待は、マケドニアやギリシア世界で古くからある程度共有された慣習であり、後継者たちも共有しただろう。こうした外交儀礼の最中に、ポリスから派遣された使節が臣下と関係を形成できた可能性はある。

また、臣下は使節受け入れの際に援助を行つただけでなく、自身がアンティゴノスらの許から使節として派遣されることもあった。【表】に挙げた事例のうち、エフェソスで発見されたアポッロニデスへの顕彰決議は、派遣された際の状況を示しており、興味深い。<sup>(11)</sup> この決議においてアポッロニデスは、デメトリオスが前三〇四年以降に行つたギリシア本土での遠征の成功をエフェソスに来て報告したことで名誉を与えられている。ポリスにおける使節の一般的な扱いから推測するに、アポッロニデスは使節としてエフェソスに到着後、評議会と民会において遠征の成功について報告し、その後民会での議論に参席したと考えられる。民会はそのような彼の働きに対して名誉を与えたのだろう。<sup>(12)</sup> 臣下たちが王の手紙や何らかの報告を伝えるためにポリスに派遣される事例は、【表】から幾つか確認できる。<sup>(13)</sup>

他方で、臣下たちは後継者に任命されて軍事的行動を取ることでポリスから顕彰されることもあった。なかでもこの時期に最も多く確認できるのが、アンティゴノスらの軍事作戦に賛同したことで名誉を与えられている事例である。例えば、エレトリアから駐留軍を排除するために戦つたマケドニア人アツリダイオス、「ギリシア人と共に戦つた」ことで同じくエレトリアから顕彰されたランプサコス人アディマントスなどが挙げられる。アンティゴノスらが設置した駐留軍の統率によつて名譽を与えられた人物もいる。アテナイ西部のポリスであるメガラでの顕彰によれば、ボイオティア人ゾイロスは、デメトリオスの指令により、ボイオティアとメガラの間に位置し、コリントス湾に面した要塞であるアイゴステナに

軍と共に駐留したという。<sup>(15)</sup> メガラは前三〇七年よりデメトリオスの支配下に置かれた。デメトリオスは、メガラの確保後、ペロポンネソスやロドスへ遠征を行つてゐるが、コリントス湾のような海上交通の要所に軍を駐留させることで、遠征中の防御を担わせていたのだろう。ゾイロス自身が何らかの戦闘行為を行うことはなかつたようだが、駐留した兵たちを統制したことは、顕彰の対象となり得たらしい。<sup>(16)</sup> 同様に軍事関連の貢献により顕彰された人物としては、将軍としてクラゾメナイに駐屯し、穀物輸送船の保護に貢献したマケドニア人アルケストラトスなどが挙げられる。<sup>(17)</sup>

ところで、軍事に関連する顕彰事例は、地域差が最も顕著であり注目に値する。すなわち、アテナイ、ペロポンネソスといった、前三一四年以降にアントエティゴノスらが積極的に介入した地域では、ポリスの自由に関与したことや、カッサンドロスが設置した駐留軍の排除といった彼らの軍事遠征に関連する行為が顕彰理由として挙げられるのに対し、小アジア及びその周辺地域ではほとんど確認できない。これは、ギリシア本土に対してもポリスの解放という形式をとり、各都市や村落に直接攻撃を仕掛けてカッサンドロスやプトレマイオスが駐留させた軍を追放したという事情を反映しているかもしれない。これと比較すると、外交交渉に関する顕彰は、彼らの支配圏に入つた地域において共通して確認でき、さらに定型的表現が用いられているため、興味深い。外交に関して、支配下のポリスにある程度共通するルール（あるいは碑文の表現様式）が形成されていたのかもしれない。

以上のように、臣下たちは、基本的には外交交渉や軍事的な貢献を評価され、顕彰されていた。この事実は、ポリスが臣下と関りを持つ機会が、外交か軍事の場に限られていたということを示す可能性がある。

なお、このような史料に関して留意しなければならないことがある。それは、こうした顕彰の文言や、そこに描かれる個々の行為の意義づけは、あくまでポリス側によつて為されたものであり、臣下が決議に描かれるような貢献を自発的に行つたかは、厳密にはわからない、ということである。とはいっても、臣下がポリスやポリスから派遣された使節に対して何らかの形で関与し、時にはそれがポリスにとつて彼らからの配慮や善意の表れとして解釈された可能性は指摘できる。ポ

リスは、臣下とコネクションを形成するために、そのような関与に對して顕彰したのかもしれない。<sup>⑯</sup> 臣下はポリスに對して意識的に貢献を行わざとも、ポリスから名譽を受け得えたと思われる。

また、この時期の特徴を指摘するならば、臣下を顕彰する決議が著しく増加したということであろう。<sup>⑰</sup> この時期以前より、ファイリッポス二世やアレクサンドロス三世の臣下を顕彰する決議は確認できるが、後継者戦争期には、とりわけアンティゴノスらの臣下を顕彰する決議が、大きく増加しているのである。おそらくこれは後継者戦争期に同様に増加した支配者崇拜と關係があるように思われる。<sup>㉑</sup> これについては後に触れるが、もしそうだとするならば、臣下の顕彰の増加は、アンティゴノスらがとつたポリスに自由を与える政策と深い関りがあるだろう。

### 第三節 顕彰によるポリスの戦略

では、このような顕彰はポリスにとって、一体どのような意味があつたのだろうか。ポリスは顕彰を通して、どのような利益を得ることができたのだろうか。顕彰は、単に臣下による何らかの配慮に對するポリスなりの返礼だったのだろうか。

一般に、ポリスの顕彰には、特定の行為を栄典でもつて称賛することで、被顕彰者の行為を理想化し、他の人々に対しても同様の行為を通じてポリスへの貢献を促進させるという目的があつたとされる。<sup>㉒</sup> また、被顕彰者は顕彰を受けることで、顕彰したポリスに對して継続的に善行を重ねることが求められる。この觀点に立つと、臣下たちはポリスに対する外交上の配慮や軍事的な貢献が求められていたと考えられる。ポリスは彼らの行為を評価することで、被顕彰者のみならず、他の臣下に対しても同様の貢献を求めていたのだろう。

このような決議の中で、前二九四年に決議された、アテナイによるヘロドロスの顕彰では、具体的に内容が詳述されており、注目に値する。前三〇一年にイプソスの戦いでアンティゴノスらが敗北すると、アテナイはデメトリオスの帰還を拒否する。その後アテナイではラカレスによつて僭主政が樹立されるが、勢力を取り戻したデメトリオスはこれを攻囲し、

ラカレスを追い払うと、アテナイを自身の支配下に収めた。ヘロドロスは攻囲の間、デメトリオスとアテナイの間に立て和平交渉に貢献したらしく、その旨がこの顕彰から読み取れる。<sup>(24)</sup> すなわち、「また、和「平」のために王デメトリオスに対し派遣された「使節が」、王デメトリオスに対する友好関係を結「ぶ」ために彼が市民団に加勢したことを示したので。市民団が、可能な限り迅速に戦争から「解放され」、都市を「取り戻したことで」、民主政「を保持し続ける」ために(傍線筆者)」。ここでは、アテナイは、民主政維持のためヘロドロスの顕彰を決議したと描かれている。攻囲直後のアテナイにとって、デメトリオスから十分な自治を勝ち取ることが喫緊の課題だつたのだろう。こうした文言は、決議の後、ボリスから派遣される使節によって被顕彰者の許に運ばれる。これによつて、彼はボリスの要望を認識することとなつたと考えられる。<sup>(25)</sup> この決議の場合、アテナイが民主政を希求しているというメッセージがヘロドロスに伝えられたことであろう。ソロンへの決議よりも具体的な要求が、前三〇三／二年に決議されたラリッサ人オクシュテミスの顕彰にも見ることができる。<sup>(26)</sup>

「諸王」と「アテナ」イ人の「市民団に対する」徳のゆえに、「ラリッサ人の」ヒッ「ポストラトスの子オ」クシユテミスを「顕彰し、法に」従つて「彼に黄金の」冠を与える「こと。こうしたこと」とに關して善意を「示」した人々が相応しく市民団から「名譽を与えられることにより」、あらゆる人々「が」、王「の」信条とギリシア人たちの自由のために躊躇なく「共に戦うことが」競争の対象となる「ために」。<sup>(27)</sup> (…中略…) 市民団によつて顕彰されたオクシュテミスが、安寧のために彼らに有益であると彼が考えたことを、市民と同様に、捕虜となつてゐる騎兵のためにも成し遂げるために。

興味深いのは、オクシュテミスに対する顕彰では、捕虜となつてゐる人々に対する貢献という、特定の行為を要求している点である。アテナイは、前三〇七年から前三〇四年までに、マケドニアを支配領域に收めていたカッサンドロスから断

統的に攻撃を受けていた。ここで言及されている「騎兵」とは、おそらく、カッサンドロスに対する防衛戦において捕虜となつた人々のことを指しているのであろう。そうだとすれば、アテナイは、この決議を通してオクシュテミスに、捕虜となつた騎兵に対する何らかの援助か、彼らの解放に尽力するよう求めていると考えられる。

ここで顕彰されているラリッサ人オクシュテミスは、父ヒッポストラトスや叔父メディオスと共にアンティゴノスに仕えており、前三一五年には上部属州の将軍に任命され、後にシラクサのアガトクレスの許に使節として派遣されるなど、アンティゴノスらによって重用されていた。<sup>(28)</sup>アテナイは、彼のようにアンティゴノスからの覚えめでたい人物に他の後継者との交渉を求めているのである。アテナイは捕虜に関するカッサンドロスとの交渉を独力で達成できず、アンティゴノスらの有力な臣下を頼ろうとした可能性がある。<sup>(29)</sup>アレクサンドロスの後継者たちは個々のポリスと比較し極めて強大な軍事力を有していたことが、この顕彰決議は、ポリス単体では後継者に太刀打ちできない現実を反映しているのだろう。

【表】で示した決議の中には、同様に捕虜の交渉に臣下が携わる事例が確認できる。<sup>(30)</sup>

ポリスは、こうした決議を通して、臣下個々人の功績を称えて返礼を与えると同時に、臣下がさらにポリスに対して貢献することを期待していた。こうした文言を受けて実際に臣下が何らかの行動を取ったかは不明だが、少なくとも、臣下に対するポリスの期待を読み取ることができると思われる。

また、ここでさらに重要なのは、いくつかの顕彰において「ポリスと王への善意」といった、アンティゴノスらに関連する徳目が、顕彰理由として挙げられていることである。<sup>(31)</sup>このような「善意」という徳目は一般的に顕彰で確認される文言だが、ここでは、顕彰主体であるポリスは、臣下が、彼が仕える後継者に対しても貢献したことを理由に顕彰されている。同様に、こうした顕彰決議においては、「臣下が「王の傍にいた」、あるいは「アンティゴノスの傍にいた」といった、後継者との関係を示す情報が付随していることに注目したい。「傍にいた」ことが具体的に何を示すかは明らかではないが、少なくとも被顕彰者がアンティゴノスらと近い地位にあつた（あるいはそのように認識されうる地位にあつた）というこ

とは言えるであろう。こうした事情が明確に示されている事例として、前二〇二一年の末にアテナイで決議された顕彰には、以下のような文言が見える。<sup>(32)</sup>「〔前略〕バルギュリア人のストラト「ンの子ソロ」ンは〔中略〕可能な限り善事を行い続けたので」。〔中略〕（彼を顕彰するのは）王の許に留まつている人々が市民団から善意に相応しい名譽を与えられることを知つて、市民団に善意を示すためである。〔以下略〕（傍線筆者）。このように、アテナイは、被顕彰者であるソロンだけではなく、他の臣下がアテナイに対し何らかの利益をもたらすことを期待し、彼らに相応の貢献を求めるべく顕彰を決議している。この顕彰は、単にソロン個人との互酬的関係を維持するだけでなく、他の臣下がアテナイに貢献する動機となるように意図されているのである。<sup>(33)</sup>

臣下は、何らかの功績を評価され個人として顕彰されているが、その背景には、彼が後継者の許に仕えているという事実がある。臣下は、彼らの貢献を称えられつつも、アンティゴノスらとの間に立つ存在としても見なされ、その役割によるからこそ評価され顕彰されたものと考えられる。

こうした決議は後継者とポリスとの関係においてどのような意味を持ち得ただろうか。手掛かりとして、補いが多いが、アテナイの決議を挙げることができよう。「〔また〕彼の〔子〕メドンは、〔以前〕、王の将「軍を務め」、市「民団の安寧」と他<sup>(34)</sup>のギリシアの「自由」のために助力し続け、「今、王は、カッサ」ンドロスとプレイス「タルコスが占領した」領地「の」ために、「自」身が「ふさわしいと思うこと」を市民団「に報」告するよう彼「を」派遣して<sup>(35)</sup>。ここで示した前二〇三年に決議された、デストリオスの将軍の一人であるメドンの顕彰では、彼の軍事行動が「市民団の安寧」のために行われたと肯定的に描かれている。ここで「安寧」と訳した*σωρθία*という言葉は、字義通りに解釈すれば、「安全の保障」や「救済」という意味を持つ言葉だが、アテナイにとってメドンの行動はポリスを解放するものと解釈されている。

また、ここでは「市民団の安寧」が、「他のギリシアの自由」と並記されていることにも注目したい。この頃、アンティゴノスらは、前三一四年に、ポリスは「自由」と「自治」であるべきことを宣言し、それを大義として東地中海におい

て積極的な軍事活動を展開していた。<sup>③⁸</sup> アテナイが前三〇七年にカッサンドロスの支配を排除し、デメトリオスによつて「自由」を付与されたのは、この宣言に基づく。<sup>⑨</sup> ここでアテナイは、メドンらの軍事行動をアンティゴノスらが取つた政策に則つて「自由のため」と解釈しているのであろう。<sup>⑩</sup>

こうした事例は右にみた二つの決議碑文のみならず、他にも複数確認されている。例えば、アテナイで決議された碑文では、「[…欠…]オティモスは以前（…中略…）王アンティゴノスとデメトリオスの「政」策に従「つて」彼らの「ポリスが」自由になる原因となつた」という言及がある。<sup>⑪</sup> この他にも、エレトリアでは、アディマントスを顕彰する決議において、彼が従事した戦争は、エレトリアのみならず、ギリシア人のためであつたと意義づけられている。また、エフェソスでは、デメトリオスのギリシア本土での軍事的成功が自都市に対しても利益であるかのように表現し、祝福した上で、供犠と祈念が、「将来も多くの善事が王デメトリオスとエフェソス人の市民団に生じる」ことを願つて行われている。<sup>⑫</sup> このように顕彰には、アンティゴノスらの宣言や彼らが掲げた政策を支持する文言が刻まれてゐることを確認することができる。

では、こうした意義付けはどのような意味を持つただろうか。このようにポリスに対して自由や自治を付与する慣習自体は後継者戦争期以前から東地中海世界に存在しており、ポリスの支持を取り付け、抗争で優位に立つために、後継者たちもそれを採用した。最初にこのスローガンを発したのはポリュペルコンである。彼は、前三一九年にカッサンドロスとの対抗のため、ポリスを自由にする旨を示したが、自身の軍事行動が不首尾に終わつたことで、ポリスからの支持を維持できなかつた。しかし、彼の宣言を受けてポリュペルコン側についたポリスは相当数確認されている。<sup>⑬</sup> 前三一四年にアンティゴノスが再びこの宣言を発すると、ブトレマイオスといった敵対勢力も追随した。ポリュペルコンの時と異なるのは、「自由」というスローガンが有効な戦略として認知されたことである。彼らは、この宣言を大義として敵対勢力を非難することもあつた。例えば、ブトレマイオスは、アンティゴノスらがポリスに軍を駐留させて支配し自由を侵害している、として攻撃を開始したと伝えられる。実際に後継者たちがこのスローガンを順守したか否かについては疑わしいところも

あるが、このスローガンは、ボリスを巡る戦争を仕掛ける際に正当性を付与するものとして実際に機能していた。そのように考へるならば、支配を受け入れたボリス側が後継者たちの政策を受け入れ、その旨を、決議を通して公表すれば行為は、プロパガンダの正当性を担保し、彼らの戦争遂行を支持するという意味で、有利に働いた可能性はある。<sup>⑦</sup>

- ① アンティガノスの臣下の「スニシティ」の例 O'Neil 2003 を参照のこと。  
② C. W. Hedrick Jr. 1999 'Democracy and the Athenian Epigraphical Habit' *Hesperia* 68: 387–439 を参照のこと。この時期のトトナイドセ、即ち時代に年代が同定される決議碑文が数多く確認されており、民主政の「復活」を祝して決議碑文の建立に積極的であったと考えられてこそ。S. Tracy, 2000 'Athenian Politicians and Inscriptions of the Years 307 to 302' *Hesperia* 69: 227–233 を参照のこと。  
③ 決議の形式に「トトナイドセ」 Herman 1980/81, cf. I. Kralli, 2000, 'Athens and the Hellenistic Kings (338–261 BC): The Language of the Decrees' *CQ* 50: 123.  
④ M. J. Osborne 1981 *Naturalization in Athens*, vol. 1. Brussel: D60.  
トトナイドセの例 Billows 1990: 366, no. 7 を参照のこと。彼はペロポンネソス半島北東部のヒュンタウロスからも顯彰された。<sup>8</sup> (IG IV<sup>2</sup> 1, 58)。  
⑤ IG XII 6, 29, ll. 8–13. 同様の事例として、[表] 例 no. 5, 6, 17, 22, 26, 27, 30, 31, 32, 36, 39, 42, 43, 45, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 62, 66, 68, 69, 73, 81.  
⑥ プロクヤノベリの例 W. Mack, 2015, *Proxeny and Polis: Institutional Networks in the Ancient Greek World*. Oxford: オックスフォード大学出版社。  
⑦ *I Ephesus* 1452.  
⑧ C. Paschidis 2008: 488–489; A. Bayliss, 2011, *After Demosthenes: The Politics of Early Hellenistic Athens*. London: 179–182.

- (19) 他にも、後継者戦争期にみられた臣下の英雄崇拝が後に反映される  
へんなふうな現象を見たり<sup>51)</sup>。<sup>52)</sup> (S. R. F. Price, 1984, *Rituals  
and Power: The Roman Imperial Cult in Asia Minor*. Cambridge:  
33-34)。いれは、崇拝の対象を後継者や王に限定し、やの臣下を崇拝  
の対象としないといで、やうした榮典の価値を高めようとしたポリス  
側の意図が反映されてゐるかも知れない。
- (20) Eskine 2014: 579-580.
- (21) J. Ma, 2006, 'The Two Cultures: Connoisseurship and Civic  
Honours' *Art History* 29: 322; D. Whitehead, 1983, 'Competitive  
Outlay and Community Profit: Philotimia in Democratic Athens'  
*C&M* 38: 55-74, esp. 62-64; 檻本資久, 一九九九, 「紀元前四世紀アテ  
ナヤにおける対市民顯彰」『西洋古典学研究』四七, 二二六-二二七頁。
- (22) Paschidis 2008: 488 もとに、ポリス側も継続的に返礼を与へる」  
とある。されど云々。
- (23) ハレニアード決議された顯彰碑文では、ポリスに対する「友情」を  
評価すべき項目として挙げられてゐる (*Eretria* XI 10, II. 6-8)。興味  
深く云々に、この碑文では、ポリスのみならず、「攻守同盟軍」への  
貢献もまた評価されてゐる (*Eretria* XI 10, II. 3-6)。このふたつ、ア  
ハニアゴノスらと攻守同盟を締結したポリスへの貢献が評価されてい  
る事例は、他に *IG* II<sup>2</sup> 491; *Ag.* 16.122 が挙げられる。また、攻守同  
盟のみならず「全」のギリシア人に対する貢献も評価される事例も  
存在する (*IG* II<sup>2</sup> 492, II. 23-24; *IG* II<sup>2</sup> 555, 1.4)。
- (24) *IG* II<sup>3</sup> 1, 853, II. 10, 17-25.
- (25) Ma 2002: 201-206, cf. A. Eskine, 2001, 'Antiochus the Great' *CR*  
51: 320-322; 檻本 一九九九。
- (26) *IG* II<sup>2</sup> 558, II. 6-17, 31-36.
- (27) ハレニアード以下の時代、Hedrick Jr 1999: 420-421 も紹介している。
- (28) Cf. Billows 1990: 414, no. 86.
- (29) いへった貢献の大なる、トトナイは彼に対して英雄崇拝を創設して  
いた (FGPh 75 Fl = Ath. 6.252f-253b, cf. Price 1984: 33-34; Habicht,  
C., 2017, *Divine Honors for Mortal Men: The Early Cases* (trans. by  
J. N. Dillon). Ann Arbor: 39-42, 192)。
- (30) *SEG* 16.60, II. 5-10. も大断士的だが、*IG* II<sup>2</sup> 479, II. 5-6 に既に闇や  
競争及びみられ。マリナトカベの出處である *IG* II<sup>3</sup> 1, 877,  
II. 16-31.
- (31) No. 14, 57, 68, 69, 71. 文體は異なるが、同様の事例と云ふ。No. 34,  
74, 77, 81 もや。
- (32) Osborne 1981: D61, II. 32-36. 用文中の丸括弧は筆者による補足や  
あわ。
- (33) 同様の事例として、断片的ながら *SEG* 36.162 がある。
- (34) *SEG* 36.165 + Woodhead 1989: 300, II. 14-22.
- (35) いの決議の「农田」<sup>53)</sup> 「畠田」<sup>54)</sup> は補うて云々。A. P. Matthaiou,  
1986, 'Αττικο νηπιαρια του 304/3 π.Χ.' *horos* 4: 21 を参照。1.1.5°。
- (36) *LSt*, s.v. *oikopria*.
- (37) いの「自由」<sup>55)</sup> 云々は時代・文脈・状況・個々の王とポリス毎  
に様々な変化するため、厳密な意味を特定するには困難だが、いの  
時期に関して言えば、ポリスは自身の意思で国制を選択可能である  
云々を指して云々のと考えられている。いの時期の「自由」<sup>56)</sup>  
は云々。Wallace 2011: 92-113; S. Dmitriev, 2011, *The Greek  
Slogans of Freedom and Early Roman Politics in Greece*. Oxford:  
112-141.
- (38) Died 1961, cf. *OGIS* 5.
- (39) Kralji 2000: 123.
- (40) *IG* II<sup>2</sup> 469, II. 1-2, 5-8.

(41) *IG XII* 9, 198, ll. 4-5.

(42) *I.Ephesos* 1448, ll. 7-8.

(43) 顯彰決議以外では、アメーネラオスの遠征成功を祝したアテナイの決議では、彼がギリシアを自由で自治にした旨が刻まれてゐる (*Ag. 16.114 + Walbank*, 2008: 34-35, no. 32, ll. 9-15 + A. Matthieu, *SEG* 58.119, ll. 12-13)。なお、Paschides 2008: 84-85 は、アントイゴンスの部下としてではなくポリスを援助した個人として彼が顯彰されたと主張しているが、その解釈を導くには碑文の情報が乏しいうえに、五行目から八行目にかけてアントイゴンスたちが言及されているという事実は、損なわれた一〇行目以降に王との何らかの関係が刻まれてい可能性を示してゐる。

(44) S. Wallace, 2014, 'History and Hindsight: The Importance of Euphron of Sikyon for the Athenian Democracy in 318/7' in Hauben and Meeus 2014: 599-629.

(45) *Diod.* 19.621-2.

(46) *Diod.* 20.19.3-4.

(47) 他方で、いべきだ描寫はポリスヒアントイゴノスらの、ポリスの地位を巡る交渉にも意味があつた可能性がある。これが論ずるよほど、例えば、ポリスがアントイゴンスらの行動をポリスの自由と自治のための行動だとすることで、ポリスは、彼らがポリスの自由や自治を過度に侵害しないよう、倫理的な規制を与えていると考えられる (cf. Ma 2002: 194-214, esp. 194-201)。

## 第三章 後継者による臣下の顯彰決議

ここまで本稿では、ポリスが後継者の臣下に与えた名譽の意義を検討してきた。次に後継者の側、すなわちアントイゴンスらによる顯彰がいかなる意味を持つたか、検討したい。

### 第一節 支配者崇拜と臣下の顯彰

上にみたような「自由」などの文言は、後継者たちを顯彰する」とを定めた決議にも確認することができる。つまり、臣下を顯彰した決議の特質をより明確にするために、後継者を顯彰した決議との比較を試みたい。

アントイゴンスらを顯彰するにあたり、アテナイ、シキュオン、スケプシスなどのポリスでは、アントイゴンスらの神格化を決議した事例を確認することができる。<sup>(1)</sup> ポリスは、外部の君主からの恩恵施与に対する返礼として、彼らを自発的に神格化する」とがあった。これは「支配者崇拜」と呼ばれ、クレニズム期を特徴づける現象として知られる。<sup>(2)</sup> した

崇拜を定めた決議においては、アンティゴノスらはポリスに自由を与える主体として描かれる。例えば、碑文史料では最も詳細にアンティゴノスの崇拜を記述しているスケプシスの決議では、聖域を設けた上で祭壇と像を建立し、犠牲を捧げることなどを定める決議を採択した理由として、アンティゴノスが全ギリシアの自由と自治に関心を示したことを探げている。<sup>④</sup>これまでみてきたように、臣下はギリシア人と共に戦闘に参加し、自由のために戦った旨が顕彰理由として挙げられていた。アンティゴノスらはポリスの自由を掲げてポリスを解放したことで神格化されているが、ポリスの自由に関与したという点では、臣下の顕彰と同様の理由だといえる。

アンティゴノスらが神格化された一方で、臣下にはプロクセノスやエウエルゲテス（「善行者」）という称号、さらにボリスへの各種税金納入を免除するアテレイアや、アシユリア<sup>⑥</sup>という榮典が与えられている。<sup>⑦</sup> 同様に、市民権や金冠が付与される場合もある。こうした顕彰はポリス毎の状況や慣習に基づきつつ、被顕彰者の貢献に応じた返礼として、選択的に付与されている。<sup>⑨</sup> 市民権やプロクセニアといった、ポリスとの繋がりを与える榮典の付与は、名譽を付与すると同時に、彼ら臣下とポリスとの関係を継続させ、更なる貢献を期待する意図を読み取ることができるかもしれない。<sup>⑩</sup>

榮典の規模の点で異なるが、彼らはアンティゴノスらと同様にギリシア人と共に戦つたこと、彼らに自由を与えたことを評価されて顕彰されている。この顕彰の規模の違いには、アンティゴノスらが臣下たちの上位に立つ存在であったこと、また、ポリスの政策にとりアンティゴノスら直接的な交渉相手の存在であり、彼らの存在が最も重要であったこと、などが要因として挙げられるであろう。一方で、臣下を顕彰する際にはポリスの自由の保障のみならず、ポリスと支配者間の交渉の援助という、外交での役割が評価されている。これは、支配者とポリスとを繋ぐ存在としての役割が期待されていたことを示しているものと思われる。

支配者崇拜の増加はポリスが自己の保全を求める結果として説明される。<sup>⑪</sup> 後継者戦争期はポリスが不安定な時期であった。支配者の度重なる交代とそれに伴う政変の発生、また、カッサンドロスやアンティパトロスによる軍の駐留と寡頭政

の強制は、ポリスを不安定化させる要因であった。このような時期に、ポリスの自治を尊重し、ポリスの自由を保障して、場合によっては防衛のための軍事力を提供するアンティゴノスの政策は、ポリスにとって望ましいものであつただろう。結果として、神格化と同様に、アンティゴノスに仕える臣下を積極的に顕彰するようになつたものと考えられる。

## 第二節 後継者にとっての臣下顕彰の意味

次に後継者にとっての顕彰の意義を検討するが、その前に、臣下にとっての名譽の意味を簡潔に探つておきたい。既に見たように、金冠や市民権、プロクセニアの付与や、被顕彰者を象った彫像の建立、また碑文の建立は被顕彰者に対して名譽を付与するものである。こうした顕彰と榮典の付与は、被顕彰者の国際的な名声や評判を高めることになったと思われる。臣下は顕彰を通して名声を獲得することを望み、ポリスも、彼らの期待に応えて榮誉を与えようと考えたことだろう。実際、一例ながら、臣下が顕彰をポリスに要求した事例を確認することができる。第二章で検討したボイオティア人ゾイロスを顕彰する決議では、自身が兵をよく統制したということで、ゾイロスはメガラに顕彰を要求している。また、しばしば、名譽と共に高価な金冠や土地所有権、更には市民権が授与されているが、これによる経済的利益も存在したに違いない。<sup>⑫</sup> とはいっても、臣下側が名譽を与えられていかに反応を示したかについては、史料が不足しているため、確かなことは言えない。

名譽を通して臣下が利益を獲得しえたということを認識していたのはポリスだけではなかつた。前三〇三年にアテナイで決議された、キュレネ人ゾティモスに対する顕彰には、以下のように文言が刻まれている。<sup>⑬</sup>

「民会によって以下のことが」決「議された。ディオメイア区」エウテュデモスの子ストラトクレスが「提」議した。王が、彼（ゾティモス）は王の友人であり、王に関することどもやアテナイ人の「市民」団の自由のために親切であり、民主政のために

「共に」戦う者であることを「示して」、評議会と民会に手紙で伝「えた」ことに関しても、「評」議会は彼のために先議して民会「へ」送つたので。神慮めでたく。民会によつて以下のことが決議されるべきこと。王とアテナイ人の市民団に対する徳と善意の「ゆえに」、彼を顕彰し、法に従つて黄金の冠を「与える」こと。

以上のように、アテナイはデメトリオスが送つた書簡を参考に顕彰を決議し、ソティモスに市民権などを含む榮典を付与している。おそらく、この書簡は、ソティモスがアテナイに関連した軍事的功績を挙げたために、彼を顕彰するよう推薦する内容だったのだろう。同様に、アンティゴノスらが自身の臣下を推薦したと思われる書簡は、右のものを含め計三例確認されており、上でみたものとほぼ同じ文言が採用されている。<sup>14)</sup>

こうした推薦は何を意味するのだろうか。後継者たちと臣下の関係は第一に私的紐帯によつて結ばれていると言われる。しかし、臣下にとって、後継者たちの恩顧や、彼らから得ることができる社会的経済的利益もまた極めて重要である。彼らは期待した利益の獲得が予期できない場合、後継者を裏切る可能性があつた。例えば、イプソスの戦いでアンティゴノスが敗死すると、多くの臣下がデメトリオスから離反し、セレウコスの許へ身を寄せた。<sup>15)</sup>さらに、イプソスの戦いに先立つてリュシマコスが小アジアに侵入した際には、アンティゴノスが当地に配置した將軍たちはリュシマコス側に寝返つてい<sup>16)</sup>る。このように臣下は保身のために、忠誠を捨て、異なる主君に従うことがあつた。ランブサコス人アディマントスやミレトス人アリストデモスのように常にアンティゴノスらの許で働き、まさしく「忠臣」と呼べるような人々も存在した。しかし、アンティゴノスらからもたらたされる富、とりわけ、アンティゴノスがアジアを獲得したことで得たペルシア帝国由来の莫大な富や、継続的な戦争による利益を求めた人々も多数存在したに違ひない。<sup>17)</sup>このような人々にとって、より自身の利益が保証されうる支配者の許に身を寄せるのは、当然のことであろう。もともと古典期より、東地中海においてはテミニストクレスやコノンのように出身ボリスを出て異なる支配者や共同体の許に身を寄せた人々は多数存在した。こう

した基盤の上に、ギリシア的な風習や言語、文化を共有するマケドニア系が多数を占める後継者たちが東地中海に勢力を広げており、後継者から得られる役得を求める非マケドニア系ギリシア人にとって移動のしやすい状況が整えられていたはずである。<sup>(18)</sup> 同様に、臣下は後継者からの恩与を巡って彼らの許から離反することもあった。アンティゴノス配下の武将テレスフォロスは、同僚であつたボレマイオスが昇格を果たすと、それに嫉妬してアンティゴノスから離反し、勝手な軍事行動を取つた。<sup>(19)</sup> ボレマイオスもまた、与えられるべき褒賞が得られなかつたという理由で、テレスフォロス離反の二年後にカッサンドロスの許へと移つている。<sup>(20)</sup> このように報酬を求める人々、あるいは、報酬の保証は極めて重要であつた。

以上のように臣下の忠誠心は極めて曖昧である。アンティゴノスらは優秀な臣下を自身の許に繋ぎとめるべく、自身に仕える臣下が直接的・間接的に利益を確保できる状況を整えなければならなかつたと考えられる。<sup>(21)</sup> その意味で、ポリスから得られる名譽は、臣下の忠誠を維持するために、重要な要素の一つであつたに違いない。<sup>(22)</sup>

他方で、推薦による名譽の付与は、間接的ながら後継者から臣下への恩恵施与<sup>(23)</sup>ということができよう。では、この文脈で推薦をとらえた場合、どのように見ることができるだろうか。これに関しては、ヘレニズム諸王から恩恵施与の意味を考察したロルフ・ストロートマンの議論が参考になる。ストロートマンは、ヘレニズム諸王とフィロイと呼ばれる側近たちとの紐帯には、王の贈与が極めて重要な役割を果たしたと指摘した。彼によれば、王は王として臣下に適切な贈与を行う必要があった。こうした贈与には、金銭を始め、土地、交易関連の榮典、都市、王の側近を意味する紫の衣服から、饗宴で用いられた食器類なども含まれる。また、贈り物の価値は、そのまま個人の価値を示すものとなりえ、とりわけ公に送られた贈り物は、宮廷内部での受け手の地位を決定する機能があつたという。王はこのような階層分化を通して、宮廷に属する自身の臣下をコントロールしようと努めたが、それと同時に、自身が臣下との「贈与＝交換」関係の中に位置付けられていたといふ。<sup>(24)</sup>

アンティゴノスらの推薦を通してポリスから与えられる名譽は、彼らの「贈与＝交換」の一部と化していたと言うこと

ができるのではないだろうか。すなわち、ポリスもまた、アンティゴノスらを頂点とした彼らと臣下の「贈与＝交換」関係の中に組み込まれていると考えられるのである。

当時のポリス・後継者間関係を考えるために、この点をポリスとアンティゴノスの関係の中に位置づけ、より深めてみたい。<sup>②6</sup> アンティゴノスは、アレクサンドロス三世の東征の頃より小アジア中西部フリュギア地方の総督に任命されてから、周辺諸ポリスとの関係形成に努めていた。<sup>②7</sup> その証左に、小アジア西沿岸部に位置するサモス島からは、アンティゴノスらの臣下を顕彰する決議が多数発見されている。<sup>②8</sup> サモス島は前323年頃までアテナイに支配され、多くのサモス人が追放されていた。こうした顕彰は、アンティゴノスが総督に任命された頃よりサモス人とのコネクションを形成し、追放された人々に便宜を図った旨を伝えている。<sup>②9</sup> 前3一4年頃より東地中海への侵攻を本格化させると、アンティゴノスらは多くのポリスを支配下に収めた。しかし、ポリスに寡頭政と駐留軍設置を強制したカッサンドロスと異なり、アンティゴノスはポリスの自治を尊重し、特定の国制や軍の駐留を強制するものではなかった。相対的に彼の支配は緩やかであつたと言える。<sup>③0</sup> ポリスはその恩恵に与ると同時に、アンティゴノスらとの交渉を通してポリスに更なる利益を得ようとしたらしい。アンティゴノスらの神格化はその一部であると言える。こうした状況から、臣下を通じたチャンネルを形成し、後継者との交渉において彼らとのコネクションを役立てようとする意識が生じたものと思われる。他の後継者の臣下に対するそれと比較して、アンティゴノスらの臣下に関する顕彰が豊富に残されているのは、そうした事情を反映しているものと考えられる。

このことは、アンティゴノス死後のデメトリオスの状況に照らすと、より明らかとなる。イプソスの戦いの後、多くのポリスはデメトリオスから離反し、アンティゴノスらの領土は他の後継者によつて分割されることになった。しかし、デメトリオスは小アジアやフェニキア、キュプロスや島嶼同盟を支配し続けることに成功する。彼はセレウコスと和解することで勢力を取り戻すと、マケドニア王位を獲得し、ギリシア本土に侵攻してアテナイ等のポリスをも回復したが、かつ

て父と得た支配領域を完全に回復することはできなかつた。以前よりも不安定な状況を反映してか、デメトリオスは支配に組み込んだポリスに軍を駐留させ、彼の裁量によつてポリスの国制を決定した。これは、アンティゴノス生前と大きく異なるつている。この時期に、臣下に対する顕彰が激減するのは示唆的である。前三〇一年以降に確實に年代が同定可能なデメトリオスの臣下を顕彰する決議は、アテナイとエフェソスでの二例しか確認できない。配下となつたポリスの自治を弱めたことが、その原因だつたのだろう。デメトリオスはこの時期においても当初はポリスに寛大な態度を示していたが、カツサンドロスが死去したこと（前一九七年）、自由を与える施策を取る必要がなくなつたものと思われる。<sup>③1</sup>しかし、後継者戦争の後、すなわち、各王朝の地位が確立した後も、アンティゴノスが始めた政策は使用され続ける。デメトリオスの後を継いだアンティゴノス・ゴナタスやアンティゴノス・ドソンらも共有したことが確認されている。<sup>③2</sup>無論、王たちは情勢に応じて実施の可否を判断していたであろうことを考慮に入れたとしても、ポリスの支持を得るのに有効であつた戦略を放棄したデメトリオスの事例は興味深い。

自由を積極的に掲げたアンティゴノスの生前には、アンティゴノスらの臣下を交渉のチャネルとして利用しつゝ、彼らの政策を支持し忠誠を示すことで、アンティゴノスらの支配圏における地位の向上や、さらなる利益の獲得を追及することができたのであろう。アンティゴノスらの臣下に対し残された豊富な顕彰碑文は、後継者戦争期になつて初めて東地中海の多くのポリスに全面的にもたらされた、このような交渉の余地を反映している。

しかし、本章での議論は、アンティゴノスの支配がポリスに全面的な「自由」を保証するものではなく、実質的にアンティゴノスを頂点とする権力構造の中にポリスが組み込まれていたことを示している。ポリスは「自由」を与えられていたと言え、多くの制限が存在した。例えば、アンティゴノスらは攻守同盟の戦争遂行を名目に、金銭や兵の拠出をポリスに求めた。<sup>③3</sup>また、軍の駐留はしない旨を宣言していたにも関わらず、実際にそれを遵守していない事例が確認されていいる。<sup>③4</sup>さらに、アンティゴノスらはポリスを圧倒する軍事力を有しており、とりわけ軍や彼ら本人がポリスに滞在する機会

を得た時には、住民はしばしば恐怖を感じたに違いない。<sup>(35)</sup> いじられた状況の中で、ポリスが彼らの意図に反した行動を自由にしたかは甚だ疑わしい。ポリスは、あくまでも自発的な出来る限り彼らから恩顧を得て、支配圏の内側における自身の地位の確保に努める必要があったのではないだろうか。そのために、自発的にアントニゴノスらの論理に巻き込まれていったのだ<sup>(36)</sup>と考えられる。顯彰の在り様は、いじられた事情を反映してゐるものと思われる。

- ① Habicht 2017: 30-57, 192-194.
- ② 支配者崇拜によるもたらす A. Chaniotis, 2003, 'The Divinity of Hellenistic Rulers' in A. Erskine, ed. *A Companion to the Hellenistic World*. Oxford: 431-445; Habicht 2017 を参照のこと。
- ③ Habicht 2017: 119-123.
- ④ OGCS 6 II: 10-17.
- ⑤ ノの称号に関する P. Gauthier, 1985, *Les cités grecques et leurs bienvueurs (Ville-s. av. J.-C.): Contribution à l'histoire des institutions*. Paris: 16-39 を参照のこと。
- ⑥ ハトコメタレによる A. S. Henry, 1983, *Honours and Privileges in Athenian Decrees: The Principal Formulae of Athenian Honorary Decrees*. Hildesheim: 241-246; G. J. Oliver, 2007, *War, Food, and Politics in Early Hellenistic Athens*. Oxford: 30-37 を参照のこと。
- ⑦ 人に対するハトコメによる Rigsby, K. J., 1997, *Asyria: Territorial Invisibility in the Hellenistic World*. Berkeley/Los Angeles/London: 31-32 を参照のこと。
- ⑧ 他に、ポリス主催の競技会での最前列特権や、彫像の建立も確認できる。
- ⑨ ハトコメした榮典に加えて、ポリスは重要な臣下に対して英雄崇拜を設立する事もあった (FGrH 75 F1 = Ath. 6.252f-253b, cf. Price 1984: 33-34; Habicht 2017: 39-42, 192)。
- ⑩ Ma 2002: 206-211, esp. 209.
- ⑪ Erskine 2014: 579-580.
- ⑫ 実際に土地を利用した事例として、臣下の一人アディマントスが、アテナイにデメトリオスの妻フィラの神殿を建立していたことが挙げられる (FGrH 75 F1)。神殿経営による収入もあつたかもしない。
- ⑬ SEG 36:164, II: 8-22.
- ⑭ Pritchett, W. K., 1972, *Lucubrationes Epigraphicae* CSCA 5: 169-174, no. 4, 173 + SEG 38: 283; Osborne 1981: D45 + SEG 36:163.
- ⑮ Plut. *Demetr.* 50.
- ⑯ Died. 2010: 4-5, cf. 大牟田章、一九七一「アントニゴノス王権の構成政策」『西洋古典学研究』一九、八〇-八一頁。
- ⑰ アントニゴノスが得た富については大牟田 一九七一: 八一頁。後継者戦争期の臣下の傭兵的性格については大牟田 一九七一: 八一-八五頁。
- ⑲ また、自身の出身ポリスと関係を維持した人々も存在する。例えばアリストテレスは、「レトスにてステファノフォロスに任命されている。アリストテレスが実際にレトスに滞在したかは不明だが、アリストテレスが當時レトスにとって重要な人物であったと考えられる」と述べる (Billows 1990: 371-374, no. 16)。
- ⑲ Died. 1987.
- ⑳ Died. 2019.

- (22) Theophr. *Char.* 23.
- (23) M. M. Austin, 1986, 'Hellenistic Kings, War and the Economy' *CQ* 36: 462–463. 同様の事例として、トスカナハシロクミサの遺体奪還に失敗し殺害されたマルティッカスを挙げたいが、アリウス (Arr. Sac. 28; Diod. 18.33–36)。他の事例として、Diod. 18.41, 18.28.5–6, 18.50, 18.53, 18.61–2, 19.25; Plut. *Demetr.* 49–50 を参照のこと。
- (24) SEG 25.149, II.7–8 では、欠損が激しいが、ドメニコスが臣下を顕彰した事だが、彼自身に対する顕彰の理由として挙げられている。
- (25) ドメニコス以外の後継者や王たちが臣下の顕彰を推薦した事例として、Osborne 1981; D. S. D. L. 7.10–12, 15; IG XII 4.1.31 が知られること。
- (26) Strootman 2013: 145–159, 165–184, 202–209. なお、西洋古代史の分野におけるヤーベーの『贈守論』などの人類学の理論を適用させた議論は第二次世界大戦前後から挿取られており、古代独自の経済の在り様を提示しようとしたカール・ボラハーハーやヤーゲス・フィンレイが先駆だと評価されてくる。ストロークマハは直接影響を与えたトイゲイツム・コハスタンやハーマンは、フィンレイの議論を出发点にして、(G. Herman, 1987, *Ritualised Friendship and the Greek City*. Cambridge: xi; D. Konstan, 1997, *Friendship in the Classical World*. Cambridge: 1–23)。
- (27) 争議時期におけるアレクサンダーの死後、E. Will, 1984, 'The Succession to Alexander' in F. W. Walbank, A. E. Astin, M. W. Frederiksen and R. M. Ogilvie, eds., *The Cambridge Ancient History VII. 1*. Cambridge: 2361–2362 参照のこと。
- (28) 彼が割り切られた領地は地政学的に恵まれていた上 (大半田一九七一: 七八一八九頁)、東征後に小アジアに残された兵を得たりとも、元々彼は他の後継者に対する軍事的に優位な立場に立つことだ (A. B. Bosworth, 2002, *The Legacy of Alexander: Politics, Warfare, and Propaganda under the Successors*. Oxford: 17–19)。
- (29) 大綱 (IG XII 4, 130, II.10–18; IG XII 6, 23; IG XII 6, 25; IG XII 6, 28; IG XII 6, 29; IG XII 6, 31)。
- (30) 前二三四年以降、トヘトヤーナベはボリスの自治を尊重してその形跡があら (Diod. 18.52.1–3, 19.60, cf. R. H. Simpson, 1959, 'Antigonus the One-Eyed and the Greeks' *Historia* 8, 391)。
- (31) トヘトヤーナベのヨーロッパ本土・小トマトヤの成功に關注せざる Simpson 1959; Billows 1990: 189–236; 波部雄一郎, 1101 年『トヘルヤーナベ王國と東地中海世界——トヘルヤーナベ王権のマイナリティとハーバード』関西学院大学出版会, 711–717 頁。C. Wehrli, 1988, *Antigone et Demetrios*. Genève: 98–99 は、攻守同盟の締結による政治的・社会的実質的に支配されたトヘルヤーナベ。
- (32) J. Briscoe, 1978, 'The Antigonids and the Greek States' in P. D. A. Garnsey and C. R. Whittaker, eds., *Imperialism in the Ancient World*. Cambridge: 145–146.
- (33) Dmitriev 2011: 134–139. ハタベに關する C. Habicht, 1997, *Athens from Alexander to Antony*. (trans. by D. L. Schneider) Cambridge, MA/London: 151–152 を参照のこと。
- (34) 繼承によるオジス 5, II.44–45; Plut. *Demetr.* 27.1, cf. Wallace 2011: 91. 繼承によるオジス Diod. 19.58.5, cf. Wehrli 1968: 98–99 を参照のこと。
- (35) Plut. *Demetr.* 31.1, cf. Wallace 2011: 84.
- (36) Plut. *Demetr.* 24, cf. Paus. 10.10.2.

## おわりに

本稿ではアンティゴノスらの臣下を顕彰する決議を取り上げ、後継者戦争期における後継者とポリスの関係を考察してきた。最後に本稿の議論をまとめ、今後の展望を示す。まずポリス側の視点から顕彰を検討した第二章では、顕彰を通してポリスがアンティゴノスたちからさらなる利益を引き出そうとしていたことを指摘した。続く第三章では、こうした顕彰がアンティゴノスらにとつても利益になりえたことを指摘した。また第三章ではこうした顕彰が有する意味についても考察し、ポリスがアンティゴノスらの「贈与＝交換」関係の一部に組み込まれていたこと、ポリスは後継者らの支配の内側で生存するために、自発的にアンティゴノスらの論理に巻き込まれる必要があつたということを指摘した。

この結論は、ポリスが極めて限定的な能動性しか發揮しえなかつたことを意味する。本稿の冒頭で指摘したように、一九八〇年代以来、ヘレニズム期におけるポリスの能動性や主体性が強調されている。本稿の成果は、こうした主体性がどの程度まで、どういう意味で行使可能であつたか、その限界を解明したものであると言える。本稿で既に述べたが、アンティゴノスらが取つたポリスに自由を与える政策は、同時代の後継者たちのみならず、セレウコス朝やプトレマイオス朝等の後のヘレニズム諸王の多くやローマも共有したことで知られる。<sup>①</sup>こうした政策と表裏一体となって、支配者崇拜や臣下の顕彰も、後のポリスで一般的に行われ続ける。アンティゴノスこそ、ヘレニズム世界の王＝ポリス間外交の構築に大きな影響を残した人物とも言われる。そうであるならば、この時期に確認され、後も共有されたであろう構造が、後継者戦争以降にどのように変化したか、改めて検討の余地があるかもしれない。

ところで、後継者戦争期においては、支配勢力の交代や、それに伴う国制変更の強制がみられる。このようにポリスの政治が強く制限された時期は、本稿でみてきた時期とは異なる状況を確認できる。例えば、アンティゴノスらの「解放」以前、すなわちアンティパトロスやカッサンドロス支配下の、財産額に基づいて市民権が制限されたアテナイでは、少数

ながら臣下を顕彰する決議を確認することができる。<sup>③</sup>しかし、この時期に關しては、軍の駐留によつてポリスの自由が著しく制限されただけでなく、支配者と個人的な関係を持つ一部の政治家のみが政治や外交交渉を行う機会が限定されたことと解釈できる史料が存在する。<sup>④</sup>アンティゴノスらによつて自由を与えられた時と異なる状況や交渉の回路が存在していたと考えられる。他方、サモスやエフェソス、エレトリアなど他のポリスでは、アンティゴノスらの支配圏に入る以前に後継者の臣下を顕彰する決議は確認できない。無論、史料が残存していないことは顕彰決議が存在しなかつたことを意味しないが、史料状況に鑑みると、こうしたポリスでもアンティゴノスらの存在と彼らの政策が極めて大きな意義を持つと考えるべきであろう。従つて、後継者戦争期とはいえ本稿の結論は直ちに敷衍し難く、別個の議論を要すると考える。

このように本稿では、アンティゴノスが東地中海に本格的に進出する前一二四年以前の状況について、また、後継者とポリスそれぞれの状況について十分に検討できなかつた。前者からは、アレクサンドロス三世の帝国分解から後継者の領域支配が準備されるまでの、後者からは、後継者に政治的・社会的に対応する仕組みや慣習を各ポリスが整えるまでの過程を明らかにすることができるだろう。本稿ではポリスは十分に主体性を發揮しえなかつた可能性を指摘したが、これは近年の研究の潮流とやや反する議論である。しかし、ポリスがヘレンズム期の権力構造が形成され、固着する上での主体性とポリス内部の活力とは別問題である。以上の点を問うことで、ヘレンズム期の権力構造が形成され、固着する過程について、新たな知見をもたらすことができよう。これらは今後の課題として本稿を閉じたい。

① 藤井崇、二〇一八年「消滅するヘレンズム世界」南川高志編『歴史の転換期——BC一二〇年：帝国と世界史の誕生——』山川出版社、<sup>③</sup>例えば、前三二二年頃に決議されたIG II<sup>2</sup> 401 + SEG 47.127, 51.

八四一—四五頁。

② こうした事例はIG II<sup>3</sup> 1, 863; Ma 2002: 298–300; Synt. 3 502などを挙げておらずがない。

④ E.g. Plut. *Phoc.* 29.4, 30.4–6; Diod. 18.74.

[表]

史料	頌影場所	年代	被頌影者	頌影理由
1 <i>IG IV<sup>2</sup></i> 1, 51	エピダウロス	前4C	ランプサコスへテオフ アントス	頌影理由不明
2 <i>IG IV<sup>2</sup></i> 1, 53	エピダウロス	前4C	キュプロスへオナシメ ネス	頌影理由不明
3 <i>IG XII</i> 9, 197	エレトリア	前4C	マヘルミュッレナスヒタ ウロン	
4 <i>IG XII</i> 6, 19	サモス	前321-306年	マヘルディオニュシオス	
5 <i>IG XII</i> 6, 20	サモス	前314-06年	カルディア人	
6 <i>IG XII</i> 6, 21	サモス	前314-06年	?	市民團に利益 に、市民團に利益
7 <i>IG XII</i> 9, 198	エレトリア	前4C末	マントス	D王の許に：善意を示す 市民團に対し有効に ボリス、私的には出会った人に善意を示す
8 Wilhelm, <i>Akademische Schriften</i> : 19-26, no. 4	トロイゼン	前4C末	ハリカルナッソスへゼ ノドトス	トロイゼンの市民團に対する德と善意
9 <i>RIG</i> 452	ハリカルナッソス	前4C末	ハリカルナッソスへゼ ノドトス	トロイゼンの自由に貢献したため
10 <i>IG IV<sup>2</sup></i> 1, 58	エピダウロス	前4C-前3C初頭	エイノス人アルカイオス	頌影理由不明
11 <i>IG IV<sup>2</sup></i> 1, 49	エピダウロス	前4C-前3C	カルディア人ヘケンヌス トラトス	頌影理由不明
12 <i>IG XII</i> 9, 200	エレトリア	前4C後半-前3C頃	マヘルヘゲシボレスの子	
13 <i>IG II<sup>2</sup></i> 459 + <i>SEG</i> 21, 330, 25, 77	アテナイ	前307/6年	ミレトス人アリストデ モス	エレトリアの市民團に貢献（理由不明）。cf. Billows 1990, no. 139 頌影理由不明
14 <i>IG II<sup>2</sup></i> 555	アテナイ	前307-303年	ビュザンティオン人ア メリカビアデス	王たちとAth市民團と他のギリシア人に對する善意と名譽心
15 Osborne 1981: D49	アテナイ	前307-302年頃	カリュストス人アリス トニコス	頌影理由不明
16 Osborne 1981: D59	アテナイ	前307-302年頃？	不明	アノニアニュシオス；不 明
17 <i>IG II<sup>2</sup></i> 560, cf. <i>SEG</i> 49, 108, 1428	アテナイ	前307-301年	アノニアニ カリキス人？	頌影理由不明（デメトリオスについて言及）
18 <i>IG II<sup>2</sup></i> 563	アテナイ	前307-301年	フリッポス；イオラ オス；不明	以前アレクサンドロスのスマトフェラケス；アラビアに遠征；自 由と民主政のために戦う
19 <i>SEG</i> 31, 80	アテナイ	前307-301年		

ヘレニズム期初頭における後継者—ボリス間の権力構造（酒鶴）

20	Osborne 1981: D66	アテナイ	前307-301年	ゾエス	王たちとAthの市民間に対する慈と名譽心
21	Walbank 2008: 38-40, no. 37	アテナイ	前307-301年頃?	エウダイモン?	王たちとAthの市民間に対する慈と善意
22	IG VII 5	メガラ	前307-300年	エリュトライハクレオ ン	D王の許に留まり親切でメガラ人のボリスに益することを行う
23	IG II <sup>2</sup> 469	アテナイ	前306/5年	[…矢…] オティモス 救援	以前エウリボス海戦の警備; 王たちに従ってボリスを自由に: Athに
24	IG II <sup>2</sup> 471	アテナイ	前306/5年	リュキスコスの家族	王たちの許に滞在: Athの市民間に共に戦う
25	IG II <sup>2</sup> 773 + Dow 1933 + SEG 26.88	アテナイ	前306/5年	アルキモス	顕彰理由不明
26	SEG 16.60	アテナイ	前306/5年	リュキスコス	Athの市民間に親切: 海戦で捕らえられた市民を取り返し私費でAthへ: 王たちの許に留まつてAth人に貢獻
27	SEG 53.932, ll. 18-20, no. 5	エフェソス	前306年以降	ミレトス人アリストテ モス	アテレイアに関する王の許に来た使節に配慮
28	IG VII 4	メガラ	前306年以降	エレシス人ミユス	メガラ人の市民間に親切で益することを行う, cf. Billows 1997: 450-451, no. 140
29	IG XII 6, 23	サモス	前306年より後	エライア人ホリズモス	サモス人が退散された時に親切, ボリスのためにD王の許にいて, 自身を有用に, 利益をもたらす
30	IG XII 6, 57	サモス	前306年より後	不 <sup>明</sup>	王たちの許で有用に, 王アメトリオスの許で兵として仕える
31	IG XII 6, 25	サモス	前306年より少し後	Mハテオティミデス	サモス人が退散された時にAの許で親切; 今まで出会った市民に有用に, 市民間に利益
32	IG XII 6, 26	サモス	前306年より少し後	[…] オス	サモス人が退散された時に親切で市民間に對して熱意を持つ: 市民間に剝離された際に王の許にいた?
33	IG XII 6, 27	サモス	前306年より少し後	エカラリュ […矢…]	サモス人が退散された時に親切: 王たちに関係?
34	IG phrasos 1448	エフェソス	前306-302年	キュジコス人 (?) ア ボッコニデス	D王の友人であり, D王の市民への, そして, 彼自身がD王とエフェソス人市民間に對して持つていた善意を伝えた
35	Pritchett 1972: 169-174, no. 4, 173 + SEG 38.283	アテナイ	前306-302年頃	不 <sup>明</sup>	王が書簡でAthに伝える
36	IG XII 4, 129, ll. 99-105	アイオリコス	前306-301年	コス人ニコメデス	Aの許に派遣された使節がニコメデスのことを推薦
37	IG XII 4, 129, ll. 1-16	アテナイ	前306-301年	コス人ニコメデス	アテナイに利益: 金銭の提供
38	IG XII 4, 129, ll. 106-108	アントンドロ	前306-301年	コス人ニコメデス	顕彰理由不明
39	IG XII 4, 130, ll. 20-24	エフェソス	前306-301年	コス人ニコメデス	良き人: Aの許に派遣された使節がニコメデスのこと推薦?
40	IG phrasos 2003	エフェソス	前306-301年	プラタイア人メレシツ ボス	フィラ女王の許に留まり親切で熱心; 公的にはボリス, 私的には米た市民に恩惠
41	IG XII 4, 129, ll. 67-78	キオス	前306-301年	コス人ニコメデス	ニコメデスに榮典(貢獻の詳細は不明)
42	IG XII 4, 129, ll. 79-85	クリュネイオ	前306-301年	コス人ニコメデス	Aの許に派遣された使節がニコメデスのことを推薦

ヘレニズム期初頭における後継者—ポリス間の権力構造 (酒鶴)

43	<i>IG XII</i> 4, 130, II, 10-18	サモス	前306-301年	コス人ニコメデス	サモス人が追放された時に親切：市民団が倒された際にはAの許で使節に親切
44	<i>IG XII</i> 6, 30	サモス	前306-301年	リュキア人デマルコス	サモス人が追放されている時に親切；現在はフィラ女王の許で出会つた市民に有用に：市民団に親切
45	<i>IG XII</i> 6, 28	サモス	前306-301年	?	アレクサンドロス王と共に從軍；サモス人の市民団が倒された際に王たちの許で市民団に有益になる
46	<i>IG XII</i> 6, 29	サモス	前306-301年	コス人ドラコン	サモス人の市民団に親切で熱心：出会つた市民に有用に：市民団が倒された際にA王の許で市民団に親切；使節に配慮
47	<i>IG XII</i> 6, 31	サモス	前306-301年	キュレネ人ビッハルコス	以前市民団に親切で有用に：市民団が倒された際にA王の許で市民団に親切；今カリアに配慮され必要物資を提供
48	<i>IG XII</i> 4, 129, II, 42-50	ハマクシスト	前306-301年	コス人ニコメデス	Aの許に派遣された使節がニコメデスのことを推薦
49	<i>IG XII</i> 4, 129, II, 24-35	レムノス島のアテナイ人	前306-301年	コス人ニコメデス	Aの許に派遣された使節がニコメデスのことを推薦
50	<i>IG XII</i> 4, 129, II, 36-41	決議主体不明	前306-301年	コス人ニコメデス	使節に配慮？
51	<i>IG XII</i> 4, 130, II, 25-26	決議主体不明	前306-301年	コス人ニコメデス	Aの許で配慮？
52	<i>IG XII</i> 4, 130, II, 45-50	決議主体不明	前306-301年	コス人ニコメデス	Aの許に派遣された使節がニコメデスのことを推薦
53	<i>IG XII</i> 4, 130, II, 55-65	決議主体不明	前306-301年	コス人ニコメデス	A王の許に派遣された使節がニコメデスのことを推薦
54	<i>IG II</i> 479 + 480	アテナイ	前305/4年頃	ヘラクレイア人ビュ	穀物に関する援助？D王と何らかの行動
55	Schweigert 1937	アテナイ	前304/3年	[…次…]	[…次…]
56	<i>SEG</i> 36,162	アテナイ	前304/3年	カルキス人？	Athの市民団と王たちに親切；祖国に貢獻
57	<i>SEG</i> 36,164	アテナイ	前304/3年	[…次…] オ?ロス	D王の使節？
58	<i>SEG</i> 36,165 + Woodhead 1989, 300	アテナイ	前304/3年	キュレネ人ソティモス	D王が書簡、ソティモスが王やAthに好意を持ち、共に戦うこと示す
59	Osborne 1981: D45 + <i>SEG</i> 36,163	アテナイ	前304/3年	メドンと父	市民団に親切：王たちの将軍を務める；D王によりカッサンドロス市に親切；王たちの将軍を務める；D王によりカッサンドロス市に親切；王たちの将軍を務める；D王によって市民団に派遣する
60	Osborne 1981: D44 + <i>SEG</i> 58,120	アテナイ	前304/3年？	エウボリス	D王？が書簡、エウボリスが王やAthに好意
61	<i>IG VII</i> 1	メガラ	前304-302年	ネアイオス	戦争時の市民団への配慮、贈与, cf. Billows 1990, no. 44
62	<i>IG VII</i> 6	メガラ	前304-302年	ポイオティア人ゾイロス	D王によってアイギスチーナの兵たちに関して配置；自身と兵たちを規定正しく；他の多くの事に配慮
63	<i>Ag.</i> 16,144	アテナイ	前304-302年	エリュトライ人ファイロス	D王の許に留まり親切でメガラ人のボリスに益することを行う
64	<i>Eretria</i> XI 10	エレトリア	前304-301年頃	メノケレオカレス	顕彰理由不明（「王」と言及あり）
65	<i>Eretria</i> XI 5	エレトリア	前304-301年頃	マノアボッロドロス	王たちの友人；ギリシアの將軍たちとエレトリアの市民団に親切；友情を示す
66	<i>IG II</i> 498 + <i>SEG</i> 21,338, 52,102	アテナイ	前303/2年	ラリッサ人メティオス	エレトリアの市民団に貢獻（理由不明）, cf. Billows 1990, no. 139 A王の許に留まって Ath の市民団に貢獻；Dとギリシアに派遣；市民団に親切

67	<i>IG II<sup>2</sup></i> 559 + 568 + J. Kirchner, <i>IG II<sup>2</sup></i>	アテナイ	前303/2年	M人フィッボス、 アイノス人アルカイオス	王たちと共に戦い Ath. の市民団に親切；D とギリシアで自由と民主政のために戦う
68	Osborne 1981: D60		前303/2年	アス	D 王の許に留まって Ath. の市民団に貢獻；王たちと Ath. の市民団に対する敵と善意
69	Osborne 1981: D61	アテナイ	前303/2年	バニギュリア人ソロン	D 王の許に留まって Ath. の市民団に貢獻；王の許にいる人々が Ath. に善意を示すため
70	Osborne 1981: D62		前303/2年	不明	顕彰理由不明；王の許にいる人々が Ath. に善意を示すため
71	<i>IG II<sup>2</sup></i> 558	アテナイ	前303/2年頃	ス	アテナイと Ath. の市民団に貢獻；王たちと Ath. の市民団に親切；王たちと共に戦う
72	<i>IG XII</i> 9, 212	エレトリア	前303/2年頃？	M人アッタイオス	アレクサンドロス王の許でエレトリアの市民団に親切；ボリスから露軍を排除するために王とギリシア人たちと共に戦う
73	<i>IG II<sup>2</sup></i> 492 + Wilhelm 1942: 175-183, no. 63	アテナイ	前302年	キュジコス人 (?) アポッロニデス	Ath. の市民団に親切；王たちの許に留まって Ath. の市民団に貢獻；王たちによってギリシアのボリスに派遣者に多く名譽心
74	<i>IG XII</i> 9, 210	エレトリア	前302年	ランプサコス人アディダスマス、ヒッポダマス、アポッロニデス	D 王によつて同盟議会の幹事役に任命；両王・Ath.・同盟諸国に貢獻；王たちの許で市民団に親切
75	<i>Ag.</i> 16.122	アテナイ	前302年?	マントス	王たちの許で市民団に親切
76	<i>IG II<sup>2</sup></i> 562 + Schweigert 1940	アテナイ	前302/1年	王のオイケイオス	王のオイケイオス；王の将軍としてクラゾメナイに；王の信頼の下、M人アルケストラトス
77	<i>I.Ephesos</i> 1452	エフェソス	前302/1年	ボリス	ボリスのために穀物輸送船を保護
78	<i>IG XII</i> 9, 206	エレトリア	前3 C 初頭	M人アナクシドス	エレトリアの市民団に貢獻（理由不明），cf. Billows 1990, no. 139
79	<i>IG XII</i> 9, 216	エレトリア	前3 C 初頭	ランプサコス人アントニオコス	エレトリアの市民団に貢獻（理由不明），cf. Billows 1990, no. 139
80	<i>IG XII</i> 9, 208	エレトリア	前3 C 前半	クラゾメナイ人アベッラス	エレトリアの市民団に貢獻（理由不明），cf. Billows 1990, no. 139
81	<i>I.Ephesos</i> 1453	エフェソス	前300年	王デメトリオスヒ王セレウコスの許からギリシアに派遣；友好関係を更新；王たちと市民団との善意；エフェソスの市民団のギリシア人のことに熱心な人に對する顕彰をみるが見るために親切；モグライに配置されたカリュムナの市民に有益	
82	<i>Tit. Cam.</i> 8	カリュムナ	前300年頃	テラ人モスキオン	市民団に親切；モグライに配置されたカリュムナの市民に有益
83	<i>IG II<sup>3</sup></i> 1, 853	アテナイ	前295/4年	ヘロドロス	A 王の許で Ath. に親切；D 王の信頼の許に；D 王と Ath. との講和に尽力
84	<i>I.Ephesos</i> 2001	エフェソス	前294年頃	アイネトス	駐留するブリエネ人に配慮し、要塞を守備

【\*】C = 世紀; A = アンティゴノス; D = デメトリオス; M = マケドニア; Ath = アテナイ (獨裁理由欄のみ)。史料上で「王」の称号が用いられた時のみ「A王」とした。また、「王たち」とはアンティゴノス、デメトリオスの両者を指す。また、被顕彰者の父名は、必要な場合を除いて省略した。さらに、以下の論文は表では古前と年号で示す。S. Dow, 1933, *Notes on Three Decrees of BC 306/5 AD*; Arch 37: 415-46; E. Schweigert, 1937, *Inscriptions in the Epigraphical Museum Hesperia* 6: 323-327, no. 4; E. Schweigert, 1940, *Greek Inscriptions Hesperia* 9: 342.